


一般質問通告書

【第77回定例会】

多可町議会議員 清水俊博 様
 多可町議会議員 吉田政義



受領日	番号
平成29年 6月 6日 午前・午後 9時10分	8

質問の項目及び要旨	答弁を求める者
1. ふるさと納税を考える	町長

ご存じの通り、自治体の税収は、過疎化などの問題もあり、地方によって大きな差が出ております。ふるさと納税は、その格差を埋めるために平成20年にできた制度であります。故郷や応援したい自治体などに寄附をすると、寄附金のうち2,000円を超える部分について、一定の上限額まで全額が、原則として所得税と住民税から還付・控除される。自分の生まれ育った地方に限らず、全国どこにでもできる。それぞれの自治体は、その地方の魅力を伝える特産品などを返礼にすることで、積極的に寄附を募っている。しかし、多くの寄附金を集めようと豪華な返礼品を用意するなど、自治体による寄附金獲得競争が加熱しており、「大都市と地方との税収格差の是正という本来の趣旨から外れる」と批判もあります。

多可町においても平成26年度2,093件30,608,111円 平成27年度6,599件126,763,008円 平成28年度4,644件77,371,556円と多額の寄附をいただいております。

年収700万円程度の方が3万円寄附した場合

寄付金額 30,000円			
摘要	国 税	地 方 税 (県・市町)	
定 額	所 得 税	住 民 税 (基本分)	住 民 税 (特例分)
	20%	10%	100-(20+10)=70%
2,000円	5,600円	2,800円	19,600円
還付金合計 28,000円			

この還付金に加えて、寄附自治体よりの返礼品(現在4割程度の金額に相当)を受け取れます。つまり、寄付者は

3万円の寄付で $(28,000円 + 30,000円 \times 0.4) = 40,000円$ の利益
 行政は1万円の損になります。

返礼品の分は産業振興施策の支出にはなりますが。

質問 1

多可町の納税収支は？

ここ数年間の寄付金額と税金の還付額を教えてください。

次に、寄付者の住所地自治体を（A）として、寄附自治体を（B）とすると（B）は3万円の寄附を受領して、12,000円相当の返礼品をすると

$$30,000 \text{ 円} - 12,000 \text{ 円} = 18,000 \text{ 円増収}$$

（A）は確定申告により還付金として

$$2,800 \text{ 円} + 19,600 = 22,400 \text{ 円の減収}$$

これは（A）自治体から（B）自治体への寄附という形の納税先変更であります。

おまけに、4,400円のロスと両市町の煩雑な事務処理が合わせて発生します。

質問 2

地方自治法第149条3項には、地方自治体の権限として、「地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること」と認められております。地方税法第2条により、地方税の課税権を地方自治体に認めております。

これらのことを考えると「ふるさと納税」の納税者の意思による任意自治体への納税は、地方自治法及び地方税法に規定される、地方自治体の課税権に反しているのではないかと思います。

多可町の見解を求めます。

ふるさと納税の本旨は、都会在住者の地方支援であり、減税のためではありません。ましてや返礼品期待では全くの反対の目的になります。

総務省は返戻金率を3割上限に通告する以前に、特例分の還付（70%）をなくし、寄附納税の本来の姿にするべきではないかと思います。

重ねまして、現在の多可町は、地域住民へのサービスと町外の来訪者やマスコミへのPRサービスのバランスに不安を感じております。

多可町のネームバリューがどれだけ上がっても、多可町に住んでいる人達の安心安全や質の高い生活、文化教育の充実等が上がるとは思えません。

もう少し「多可町ファースト」でもいいのではないかと考えております。